

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（580））
2. 日時：平成30年1月10日 13時30分～20時15分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査、義崎管理官補佐、宮本管理管補佐、皆川保安規定係長、
角谷安全審査官、田尻安全審査官、日南川安全審査官、吉村安全審査官、千
明技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員 発電管理室室長（許認可担当）（他2
1名）

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち、
新規制基準への適合性に係る主な変更点について説明があり、原子力規制庁から
主に以下の点について指摘を行った。

【重大事故時の体制】

- 東海発電所の災害対策本部を設置するきっかけとして、東海発電所ではどのような事故を想定しているのか整理して説明すること。
- 東海第二と東海発電所を兼務する自衛消防隊について、兼務することにより安全性の向上が図られることを説明すること。

【緊急時対策所の共用】

- 東海第二と東海発電所において同時に事故が発生した場合に、緊急時対策所を共用しても、東海第二の事故対応に影響がないことを緊急時対策所内の配置を含めて整理して説明すること。また、東海発電所の事故対応に用いる資機材等は事故時に緊急時対策所へ持ち込むことを明らかにすること。
- 東海発電所と共用する通信連絡設備について、同設備の使用を想定している災害対策要員の範囲を整理して説明すること。

【アクセスルートの対策実施箇所の修正】

- 審査会合で説明した内容に誤りがあったことについて、抜き取りで入力データの確認を行ったことにより、データの誤りに気付かなかったことが原因として記載されておらず、対策にも反映されていないことから、対策としてチ

ェック体制をどのようにしていくのか、仕組みづくりも含めて検討すること。】

【被ばく評価におけるコンクリート密度の変更】

- 補助遮蔽（原子炉建屋付属棟及び廃棄物処理棟）に遮蔽効果を期待しないこととした理由を整理して説明すること。
- 評価に用いるコンクリート密度の見直しにより、緊急時対策所の被ばく量の評価値が減少している理由を資料に示すこと。
- 評価に用いるコンクリート密度を見直すこととなった遮蔽壁を図示すること。

【敷地境界線、周辺監視区域の変更】

- これまで非居住区域との境界で評価してきたことの妥当性と設置許可基準規則第 48 条の解釈及び第 37 条のガイドに記載されている敷地境界での評価との関係性を整理して説明すること。
- 東海第二と共用する周辺監視区域を隣接事業者が変更する際に、東海第二に対してもその変更が連絡される体制であることを示すこと。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 新規規制基準への適合性に係る主な変更点について
- ・ 東海第二発電所 重大事故等発生時の体制について
- ・ 東海第二発電所 重大事故等発生時における東海発電所及び使用済燃料乾式貯蔵設備の影響について
- ・ 事故時の線量評価点の考え方について
- ・ 緊急時対策所 補足資料
- ・ 通信連絡 補足資料
- ・ 東海第二発電所 「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」におけるアクセスルートの対策実施箇所の修正について